

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	古座川町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/homepage/sub011.html

執行機関名 古座川町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	古座川町福祉医療費の支給に関する条例(平成8年条例第5号。)によるひとり親家庭に対し、医療費の一部を支給する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		古座川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第3の項 古座川町福祉医療費の支給に関する条例(平成8年条例第5号。)によるひとり親家庭に対し、医療費の一部を支給する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	古座川町福祉医療費の支給に関する条例(平成8年条例第5号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、義務教育修了前の子どもの保護者、老人、重度心身障害児者及びひとり親家庭に対し、医療費の一部を支給し、福祉医療費の対象者の健康の保持及び増進に寄与し、福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		古座川町福祉医療費の支給に関する条例(平成8年条例第5号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	古座川町福祉医療費の支給に関する条例第7条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	古座川町福祉医療費の支給に関する条例第3条第1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る児童の保護者又は児童の属する世帯の世帯員の住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	古座川町福祉医療費の支給に関する条例第6条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の証明書交付の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	古座川町福祉医療費の支給に関する条例第3条第1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該証明書の交付に係る児童の保護者又は児童の属する世帯の世帯員の住民票関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	古座川町福祉医療費の支給に関する条例第7条第2項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の医療費支給の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	古座川町福祉医療費の支給に関する条例第3条第1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該支給に係る児童の保護者又は児童の属する世帯の世帯員の住民票関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	古座川町福祉医療費の支給に関する条例第8条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	古座川町福祉医療費の支給に関する条例第3条第1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出に係る児童の保護者又は児童の属する世帯の世帯員の住民票関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	古座川町福祉医療費の支給に関する条例第10条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭の医療費返還の <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	古座川町福祉医療費の支給に関する条例第3条第1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該返還に係る児童の保護者又は児童の属する世帯の世帯員の住民票関係情報

備考	
----	--